

京都市療育手帳判定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知的障害児及び知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害の有無及び障害の程度等について判定し、もって知的障害児及び知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 知的障害児及び知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

(判定の方法)

第3条 この判定は、新版K式発達検査等により、京都市児童福祉センター、京都市第二児童福祉センター及び京都市こころの健康増進センターで行うものとする。

(障害の区分及び内容)

第4条 この判定による障害の区分及び内容は、次の基準とする。

- 1 発達指数又は知能指数が20以下のは場合は、障害の区分はa1とし、障害の内容は最重度とする。
- 2 発達指数又は知能指数が21から35であり、かつ、1級又は2級の身体障害者手帳を有する場合は、障害の区分はa2とし、障害の内容は最重度とする。
- 3 発達指数又は知能指数が21から35の場合は、障害の区分はa3とし、障害の内容は重度とする。
- 4 発達指数又は知能指数が36から50であり、かつ、1級、2級又は3級の身体障害者手帳を有する場合は、障害の区分はa4とし、障害の内容は重度とする。
- 5 発達指数又は知能指数が36から50の場合は、障害の区分はb1とし、障害の内容は中度とする。
- 6 発達指数又は知能指数が51から75の場合は、障害の区分はb2とし、障害の内容は軽度とする。
- 7 発達指数又は知能指数が76から89で児童福祉センター、第二児童福祉センター及び京都市こころの健康増進センターに設置する判定会議で社会適応能力が低いと認める場合はb2とし、障害の内容は軽度とする。

(障害の程度)

第5条 この判定による障害の程度は、次の基準とする。

- 1 a1からa4の場合は、Aとする。
- 2 b1からb2の場合は、Bとする。
- 3 療育手帳にはこの基準により記載し、この基準による障害の内容は、Aの場合は重度、Bの場合はその他（中軽度）とする。

(次期判定年月)

第6条 この判定により療育手帳の交付を受けた知的障害児及び知的障害者に対しては、障害の程度を確認するため、次回判定年月を設ける。

1 知的障害児の場合は、次の基準とする。

	0歳から6歳	7歳から12歳	13歳から17歳
a 1及びa 2	4年	6年	7年
a 3及びa 4	3年	5年	6年
b 1及びb 2	2年	4年	5年

2 知的障害者の場合は、次の基準とする。

(1) a 1からa 4の場合は、10年とする。

(2) b 1からb 2の場合は、5年とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、判定について必要な事項は、発達相談所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 従前に判定した療育手帳については、本要綱による療育手帳とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。